

苅田町臨空産業公園基本構想策定業務 プロポーザル実施要領

この実施要領は、苅田町臨空産業公園基本構想策定業務委託に係る企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は、以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

1 業務内容

(1) 業務名

苅田町臨空産業公園基本構想策定業務

(2) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

2 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 予算上限

6,600,000円（消費税及び地方消費税含む）

（提案金額も審査・評価の対象となるので留意すること）

但し、この金額はあくまで目安であり、契約金額を約束するものではない。

4 提案参加資格

提案参加に当たっては、次に掲げる（1）及び（2）の要件を全て満たしていること。

（1）令和5年度の苅田町入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、登録されていない者については、以下①～⑨の書類を提出することで入札参加資格者名簿に登録された者とみなす。

① 登記事項証明書（写し可）

- ・参加表明書提出日前3月以内に発行されたもの
（法人）履歴事項全部証明書
（個人）本籍地で発行する身分証明書

② 使用印鑑届（様式第5号）

③ 本社から支店等への委任状（様式第6号）

④ 納税証明書/国税（写し可）

- ・参加表明書提出日前3月以内に税務署で発行されたもの
（法人）納税証明書（法人税及び消費税）「その3の3」
（個人）納税証明書（所得税及び消費税）「その3の2」

⑤ 納税証明書/本店所在地の都道府県民税（写し可）

- ・参加表明書提出日前3月以内に都道府県税事務所で発行されたもの
（法人）納税証明書（法人都道府県民税及び法人事業税）
（個人）納税証明書（事業税）

⑥ 町税の滞納がないことの証明書（町内業者のみ）（原本）

- ・参加表明書提出日前3月以内に発行されたもの
代表者及び法人の証明書を添付すること

⑦ 上下水道料金納付証明書（町内業者のみ）（原本）

- ・参加表明書提出日前3月以内に発行されたもの
代表者及び法人の証明書を添付すること

※ 町内業者とは、苅田町内に本店、支店、営業所等を構え、設立届が提出されているものをいう。

⑧ 申立書（様式第7号）

⑨ 役員名簿（様式第8号）

(2) 次の①～③のいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、契約までの間に①～③のいずれかに該当する事実が判明したときは契約できない場合がある。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

② 苅田町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。

③ 苅田町暴力団排除条例（平成22年苅田町条例第10号）第2条第1号及び第2号の規定に該当するもの。

※提出された提案参加資格については、令和5年10月4日までに審査を行い、同日に審査結果をメールにて通知する。

5 スケジュール

| 日 程 | 項 目 |
|-------------------|---|
| 令和5年9月15日（金）～ | ・ 公募の開始、質問受付開始 |
| ～令和5年9月27日（水）17時 | ・ 参加表明書の提出期限 ・ 質問書の提出期限 ・ 登記事項証明書等の提出期限 ・ 使用印鑑届の提出期限 ・ 委任状の提出期限 ・ 納税証明書（国税、都道府県民税、町税、上下水道料金）の提出期限 ・ 申立書の提出期限 ・ 役員名簿の提出期限 |
| ～令和5年10月4日（水）17時 | ・ 質問書に対する回答期限 ・ 提案参加資格審査 ・ 提案参加資格審査結果通知期限 |
| ～令和5年10月10日（火）17時 | ・ 企画提案書提出期限 ・ 参加辞退届の提出期限 |
| ～令和5年10月16日（月）17時 | ・ 企画提案書審査結果通知（提案事業者多数の場合） |
| 令和5年10月23日（月） ※予定 | ・ 審査委員会（プレゼンテーション） |
| 令和5年10月25日（水） ※予定 | ・ 最終審査結果の通知・公表 |

※ただし日程については、事務上の都合により変更する場合あり。

6 質問について

本公募要領や仕様書に関する質問がある場合は、「質問書」（様式第3号）に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月27日（水）17時まで

(2) 提出方法

メール（アドレス：koutu-syoukou@town.kanda.lg.jp）により、「質問書」（様式第3号）を送付するとともに、受信確認のための電話をすること（TEL：093-434-1809）。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、全提案者にメールにて回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

7 「参加表明書」の提出について

本事業に参加する場合は、「参加表明書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、「4 提案参加資格」の(1)①~⑨とともに下記のとおり提出すること。(令和5年度の苅田町入札参加資格者名簿に登録されている者については①~⑨の提出は不要)

(1) 提出期限

令和5年9月27日(水) 17時まで

(2) 提出方法

①~⑨の提出書類がある場合、番号順にA4判ファイルに綴じて提出する。

持参、又は郵送若しくは宅配便とする。但し、郵送の場合(書留等配達記録が残る方法に限る)は提出期限必着とし、ファクシミリ、電子メールでの提出は認めない。郵送により提出する場合は、提出期限までに必着することとし、発送後に電話またはメールでその旨報告すること。

(3) 提出先

〒800-0352 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1
苅田町役場交通商工課 観光担当(担当:柳原、占部)

8 企画提案書の提出について

(1) 提出書類および提出部数

(2)に定める期限までに、次頁の表に記載の書類一式を提出すること。

用紙サイズは、原則A4で、片面印刷とし、表紙、目次以外のページには一連のページ番号を付すこと。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えない。なお、「2 企画提案書」については、20ページ以内とすること(但し、(3)、(4)はページ数には含まない)。

| | 提出書類(提出部数) | 備考 |
|---|-------------------|---|
| 1 | 提出書(1部) | ●様式第2号 |
| 2 | 企画提案書(10部) | ●様式任意 |
| | (1) 業務実施体制・スケジュール | ●左記(1)~(4)を盛り込むこと。 |
| | (2) 事業内容 | ●(2) 事業内容については、仕様書に基づき、下記の内容等を出来る限り具体的に提案すること。 ・基本構想に関する事項 ・ワークショップに関する事項 |
| | (3) 類似の過去事業実績 | ●(3) 類似の過去事業実績については、契約書の写し、また業務内容が判断できる資料(仕様書など)を添付すること。 |
| | (4) 本業務見積書 | ※(4) 本業務見積書については、様式第9号にて作成する。 |

(2) 提出期限

令和5年10月10日(火) 17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送若しくは宅配便（提出期限必着）

企画提案書は、提出書を最上位にし、次に企画提案書を重ね、A4判ファイルに綴じて提出すること。

(4) 提出先

7（3）と同じ

(5) 留意事項

- ・メール、FAXによる提出は受け付けない。
- ・郵送により提出する場合は、提出期限までに必着することとし、発送後に電話またはメールでその旨報告すること。
- ・提出された企画提案書類は本業務の委託先の選定のみ使用する。
- ・企画提案書類の作成に要した費用等は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。

9 提案の辞退

提案書を提出後、提案参加を辞退する場合は、令和5年10月10日（火）17時まで
に様式第4号「参加辞退書」を提出すること。

10 提案の評価及び選定

(1) 提案の評価

応募のあった企画提案書について、選定委員会において、企画提案書の内容を総合的に審査し、評価をしたうえで、委託契約候補者を選定する。なお、提案書の内容については、プレゼンテーションを行う。

詳細については、提案締め切り後、通知する。

※ 提案事業者が多数の場合は、プレゼンテーションの前に企画提案書の書面審査を実施することがある。

※ プレゼンテーション日程は、変更になる場合がある。

(2) 結果の連絡

プレゼンテーション審査結果は、提案者の全てに通知する。但し、各評価項目の点数及び配点は公表しない。また審査結果に対する問合せや異議の申立ては一切受け付けない。

11 その他

- (1) 審査で最優秀提案者となった提案者を第1位契約候補者として、契約締結交渉を行う。但し、交渉が不調に終わった場合は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととする。
- (2) 本業務の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、苅田町個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏洩、滅失及びき損に対する防止措置を行うこととする。
- (3) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものである。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。
- (4) 本業務は、本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。また、本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を町に提出し承認を得なければならない。
- (5) 本業務の実施に際し、仕様書との不一致または不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。
- (6) プレゼンテーション時において、スクリーン、プロジェクター等の機材が必要な場合は、事前に申し出ること。

- (7) この件に関する問合せは、すべて電子メールで行うこととする。
- (8) 提案に関して使用する言語は日本語とする。
- (9) 本業務の提案者が1社の場合でも、プロポーザルは実施する。
- (10) 提出された書類は変更できないものとし、原則として返却はしない。
- (11) 別紙2「苅田町臨空産業公園基本構想策定業務 委託仕様書」は本業務のあらましを示すものであり、業務内容の詳細については、契約の相手方候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。
- (12) 本町から得た資料、情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (13) 提出書類の著作権は、提案者に帰属するが、選定の公表等に必要な場合には、町は提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
- (14) 提出された書類は、苅田町情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (15) 本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合は、各提案者に通知することとする。
- (16) 苅田町契約規則第35条に則り、委託契約に先立ち、「当初委託契約額（消費税込）の100分の10以上の契約保証金として苅田町に納めていただく場合がある。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了後に全額返還する。

以上

様式第1号

参加表明書

苧田町臨空産業公園基本構想策定業務プロポーザルに参加表明します。

令和 年 月 日

苧田町長 遠田 孝一 様

(提出者)

住 所

会社名

代表者

⑩

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

FAX

Eメール

様式第2号

提出書

苅田町臨空産業公園基本構想策定業務に係る企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

苅田町長 遠田 孝一 様

(提出者)

住 所

会社名

代表者

印

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

FAX

Eメール

質 問 書

苜田町臨空産業公園基本構想策定業務プロポーザルについて、次の事項を質問します。

| 質問事項 | 質問内容 |
|------|------|
| | |

| | |
|------------|--|
| 会社名 | |
| 代表者氏名 | |
| 担当部署・担当者氏名 | |
| 連絡先(電話番号) | |
| Eメール | |

様式第4号

参加辞退届

苧田町臨空産業公園基本構想策定業務プロポーザルの参加を辞退します。

令和 年 月 日

苧田町長 遠田 孝一 様

(提出者)

住 所

会社名

代表者

㊞

(辞退理由)

様式第5号

使用印鑑届

下の印鑑を本事業の提出書類、契約の締結並びに代金の請求受領、その他契約の履行に関する書類に使用するので届けます。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

使用印鑑



様式第6号

受任地及び委任状 ※本社・本店(主たる営業所)から支店・営業所等(主たる営業所)へ委任する場合に提出。

| | | |
|--------------|--------|--|
| 受任地及び 受任者 | 郵便番号 | |
| | 所在地 | |
| | 商号又は名称 | |
| | 受任者役職 | |
| | フリガナ | |
| | 受任者氏名 | |
| | TEL | |
| | FAX | |

※受任者は支店長、営業所長など、受任先の代表者を記載すること。

委 任 状

私は、上記の者を代理人と定め、苅田町との間における下記事項の権限を委任します。

記

- 委任事項
- 1 プロポーザル及び見積に関すること
 - 1 契約の締結に関すること
 - 1 契約の履行に関すること
 - 1 代金の請求及び受領に関すること
 - 1 復代理人の選任に関すること
 - 1 その他契約に関する一切のこと

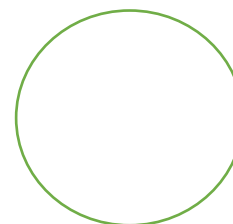
令和 年 月 日

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者役職 _____

代表者氏名 _____



印

注：委任は本社又は本店が苅田町以外にある場合で、プロポーザル・見積・契約等の権限を一括委任する場合のみ認めます。代表者を受任者として登録することはできません。

申立書

令和 年 月 日

苅田町長 遠田 孝一 様

所在地

氏名又は名称

役職

代表者名

㊞

当社(私)及び当社の役員ならびに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。

また、福岡県と苅田町の暴力団排除条例を遵守し、暴力団や暴力団と関係がある企業等とは請負契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、苅田町や警察等の関係機関と協力の上、その排除に努めます。

なお、本業務「苅田町臨空産業公園基本構想策定業務」の審査申請に関して、苅田町が福岡県警に照会することについて承諾します。

見 積 書

住 所

会 社 名

代 表 者



業務名： 苅田町臨空産業公園基本構想策定業務

①基本計画業務

| | 内 訳 | 数量 | 単位 | 単価(円) | 見積金額(円) | 備 考 |
|-----|-----|----|----|-------|---------|-----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | (A) |

②ワークショップ業務

| | 内 訳 | 数量 | 単位 | 単価(円) | 見積金額(円) | 備 考 |
|-----|-----|----|----|-------|---------|-----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | (B) |

③その他

| | 内 訳 | 数量 | 単位 | 単価(円) | 見積金額(円) | 備 考 |
|-----|-----|----|----|-------|---------|-----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | (C) |

④総合計

| | |
|-----------------|--|
| (A) + (B) + (C) | |
| 消費税 | |
| 総合計 | |

※必要に応じて明細行を作成すること。